

人材紹介サービス契約書

株式会社（以下、「甲」という）と株式会社（以下、「乙」という）とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する（以下、「本契約」という）。

（業務委託）

第1条 甲は乙に対し、次の各号に定める業務（以下、「人材紹介業務」という）を委託し、乙はこれを承諾した。

- （1）甲が提示する求人条件に適合する可能性のある人材（以下、「候補人材」という）の募集、選定及び紹介
- （2）候補人材に係る履歴書、職務経歴書その他の資料の送付
- （3）甲の人材採用計画の立案及び遂行のための助言
- （4）その他前各号に付随する一切の業務

（求人条件の提示）

第2条 甲は本契約の有効期間中、乙に対し、あらかじめ、必要とする人材についての求人条件を口頭、書面又は電子メールによって提示して、人材の紹介を依頼する。

（人材の紹介）

第3条 乙は、前条にて甲が提示した求人条件に照らし、これに対する候補人材を甲に紹介する（以下、乙が甲に紹介した候補人材を「応募者」という）。この場合、候補人材の選定の時点で甲が職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を提示しているときには、乙は候補人材に対し、これを書面又は電子メールを利用する方法により事前に提示しなければならない。

（選考・採用）

第4条 甲は、前条により乙が紹介した応募者について選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において、当該応募者に対して、雇用契約の申込み（以下、「採用」という）を行う。

- 2 前項に基づき甲が応募者を採用することを決した場合、甲は乙に対し、直ちに、採用を決定した旨の通知及び当該応募者の理論年収を算定するための資料の交付を、書面又は電子メールを利用する方法により行うものとする。

(紹介料の発生)

第5条 甲が応募者との間で雇用契約を締結し、当該応募者（以下、「採用決定者」という）が甲に入社するに至った場合、甲は乙に対し、人材紹介業務に対する報酬（以下、「人材紹介料」という）として、以下に定めるコンサルティングフィー及びその消費税相当額を支払う。

■コンサルティングフィー

(紹介料の請求、支払い)

第6条 採用決定者が甲に入社した場合、乙は速やかに前条に定める人材紹介料を、請求書を交付する方法で請求するものとし、甲は当該請求書を受領した月の翌月末日までに乙指定の口座に振り込む方法によりこれを支払うものとする。

2 前項の振込の振込手数料は、甲が負担するものとする。

(短期退職時の紹介料の取扱い)

第7条 採用決定者が、甲を退職し又は解雇された（以下、「退職等」という）場合、乙は、甲から支払われた人材紹介料につき、次の割合で計算された金額を甲に返金することとする。

1 ヶ月以内で退職等した場合 甲が乙に支払った人材紹介料の80%に相当する額

3 ヶ月以内で退職等した場合 甲が乙に支払った人材紹介料の50%に相当する額

2 前項の規定に関わらず、採用決定者が、甲の労働契約若しくは法令違反を理由として退職し又は整理解雇その他専ら甲の都合により解雇されるに至った場合、乙は甲に対し、人材紹介料の返金を一切行わないものとする。

(契約の解約及び期限の利益の喪失)

第8条 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解約し、損害の賠償を請求することができる。

(1) 重大な過失又は背信行為があった場合

(2) 支払いの停止があった場合

(3) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てがあった場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 租税公課の滞納処分を受けた場合

(6) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

2 甲及び乙は、相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したに

もかわらず是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- 3 甲及び乙は、自身が第1項各号のいずれかに該当した場合又は本契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならないものとする。

(個人情報保護及び機密保持)

- 第9条 甲及び乙は、それぞれ、本契約の締結又は履行に際して得られた相手方に関する情報及び応募者（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏洩させないよう、万全の措置を講じなければならない。但し、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。
- 2 甲が応募者を採用しないことを決定した場合、乙は甲に対し、甲が乙から開示又は提供を受けた当該応募者の個人情報をその複製物を含め、直ちに乙に返還又は廃棄するよう求めることができる。

(有効期間)

- 第10条 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、本契約の期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから、別段の意思表示がない場合は、本契約の期間はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 応募者の紹介後に、本契約の内容の全部若しくは一部が変更された場合、当該応募者に係る紹介料及び短期退職時の返金額については、紹介時における契約条件が適用されるものとする。
- 3 応募者の紹介後に、本契約が終了した場合で、契約終了日から1年以内に甲が応募者との間で雇用契約を締結し、当該応募者が甲に入社するに至ったとき、当該応募者に係る紹介料及び短期退職時の返金額については、紹介時における契約条件が適用されるものとする。

(反社会勢力の排除)

- 第11条 甲及び乙は、甲乙が行う一切の事業に関して、次の各号の事項を表明し、保証する。
- (1) 自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会勢力団体または勢力（以下、「反社会勢力」という）でないこと
- (2) 自らが反社会勢力でなかったこと
- (3) 反社会勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為を行わないこと
- (4) 反社会勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為を行わないこと
- (5) 反社会勢力を名乗るなどして甲の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い

又は不当要求行為をなさないこと及びこれらに準ずる行為を行わないこと

(6) 甲及び乙の主要な出資者又は役職員が反社会勢力の構成員でないこと

- 2 乙は、前項の規定を、応募者に対しても順守させる義務を負う。
- 3 甲及び乙は、第1項各号又は前項の何れかに対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が第1項乃至前項の何れかの規定に違反した場合、催告その他の手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 前項に基づき本契約が解除された場合、甲及び乙は、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

(合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、その訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方は互いに誠意をもって協議を行い、その対応を決定する。

(存続規定)

第14条 本契約終了後も、第5条乃至第7条、第9条、第10条3項、第11条乃至第13条及び本条の規定は有効に存続するものとする。

本契約の成立の証として、甲乙は本契約書を2通作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲 所在地
商 号
代表者

乙 所在地
商 号
代表者